

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年二月二十六日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第六号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年十二月奈良県人事委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「同項第二号」を「同項第三号」に、「当該適用」を「当該適用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月奈良県条例第二十八号）第二条第一項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は職員に限りに関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号）第二条の二の規定による休職から復職した職員にあつては当該復帰又は復職」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。